

## 障害者自立支援法案に関する声明

平成 17 年 6 月 23 日  
自由民主党  
公 明 党

民主党が障害者自立支援法案（「支援法案」）に関する与党との修正協議を一方的に打ち切ることを決定したことはまことに遺憾である。

民主党からの修正協議の申し入れに対し、与党は誠意をもって協議することを決断し、回答期限である 14 日に修正協議に応ずる旨回答した。

これに対し、民主党は、翌 15 日に、22 日までの協議状況によって最終決断するとの決定を行い、短期間での回答を求めてきた。これはきわめて短期間の期限を一方的に設定するという理不尽なものであったが、これまで連日 4 回にわたり誠実に協議を行い、22 日に現時点での与党の考え方及びさらに協議を深めたい旨を別紙のとおり回答した。

このように与党が誠意をもって協議を行っているにもかかわらず、一方的に打ち切りを決定した民主党に対しては、真剣に協議を行う意思はなく、関係者へのアリバイ作りあるいは支援法案に対する党内意見調整に利用するための形だけの修正協議申し入れであったのではないかと、との疑念を禁じ得ない。これは、与党に対するのみならず、障害のある方々、国会の法案審議に対する誠実な態度ということとはできず、都議選を前にしての党利党略に基づくものとの風評を裏付けるものとのそしりを受けかねないものである。

民主党は、一方的打ち切りの理由として、与党の回答が事実上ゼロ回答であったとしているが、別紙回答にあるとおり、今回の回答は民主党からの「早期回答の要請に応じて」「極めて短期間での検討の中間的なもの」である。修正協議項目が支援法案の骨格にかかわる広範、多岐にわたるものである以上、短期間の協議において最終的な結論を見出すことは本来無理なことであり、更なる協議を要することはいうまでもない。にもかかわらず、この段階でゼロ回答と断ずること自体、当初から一方的打ち切りを前提としての不誠実な修正協議申し入れであったといわれても当然と考える。

支援法案は、今後の障害者に対する支援体制を整備する重要な法案である。

かかる事態を踏まえ、与党は、断固として支援法案の成立を期すとともに、引き続き関係者の声に真剣に耳を傾け、それに応え、よりよい制度の構築に最善の努力を尽くし、政権政党としての責任を果たす決意である。

民主党においても、修正協議打ち切りの決定を即刻撤回し、与党との協議を継続すべきである。

(別紙)

「障害者自立支援法案の主要な論点と修正協議項目」について

平成17年6月22日

標記について、別紙のとおり回答する。

なお、別紙回答は、貴党の早期回答の要請に応じて提示するものであり、極めて短期間での検討の中間的なものであることを申し添える。

「修正協議項目」は多岐にわたるとともに、法案の骨格にかかわる修正を求めるものや広範な内容を含む表現となっているものもあり、より具体的な内容に踏み込んで貴党との協議を深め、それをふまえてさらに検討することとしたい。

この協議及び検討は、できる限り集中的かつ迅速に行うものとする。

(別紙)

民主党『障害者自立支援法案』の主要な論点と修正協議項目』	左記に対する考え方
<p>1 法の目的 法案の目的に、障害者基本法の目的に明記されている「自立及び社会参加」を加える。</p>	<p>法の目的については、法案を修正する方向で、その文言等についてさらに協議することとしたい。</p>
<p>2 定率負担の凍結・所得保障 新たな障害福祉サービス等に関わる利用者負担について考える時、その大前提として、障害者の所得保障の確立等が必須条件となる。そこで利用者に負担を求めるにあたっては障害当事者のみの収入に着目することとした上で、障害者の所得保障制度の確立及び低所得者の負担軽減策の具体的な拡充が実現するまでの間、定率負担の導入を凍結する。</p>	<p>定率負担の導入の凍結については応じられないが、実質的に過大な負担とならないよう国会論議を踏まえ低所得者対策を講じることを検討したい。 なお、所得保障の確立については、今後の検討課題であり、法案修正が適当か否かについて引き続き協議することとしたい。</p>
<p>3 移動の保障 地域生活支援事業における「移動支援事業」は据え置きつつ、個別給付の「重度訪問介護」「行動援護」の対象を拡大し、サービス受給者の範囲を実質的に現状水準に維持することにより障害者の社会参加を保障する。</p>	<p>「重度訪問介護」「行動援護」の対象の拡大に関する法案修正には応じられないが、適切な移動支援サービスが確保されるよう、地域生活支援事業における移動支援事業の在り方について、さらに協議することとしたい。</p>
<p>4 自立支援医療の凍結 公費負担医療を自立支援医療とする本年10月からの実施は凍結し、改めて医療を必要とする者の範囲、自己負担の在り方を検討する。</p>	<p>自立支援医療の実施の凍結については応じられないが、自立支援医療の実施時期の変更については、引き続き協議することとしたい。</p>
<p>5 重度障害者の長時間介護サービスの保障 国及び都道府県の障害福祉サービス費に関わる費用負担については、障害程度区分の基準サービスに該当しない非定型・長時間サービス利用者の場合でも義務的経費の負担対象とする。</p>	<p>法案修正には応じられないが、重度障害者に対するサービスに係る義務的経費の負担の在り方については、適正なサービス水準が確保されるよう検討したい。</p>

<p>6 居住支援サービスの水準確保</p> <p>障害程度別にグループホーム・ケアホームへの入居の振り分けは行わないこと。またグループホームにおけるホームヘルパーの利用を可能とするなど、重度障害者の入居可能なサービス水準を確保すること。</p>	<p>グループホームやケアホームについては、運用面の工夫により対応が可能であり、法案修正の必要はないと考える。なお、運用の在り方については、重度障害者について適正なサービス水準が確保されるよう検討したい。</p>
<p>7 本人の意見聴取</p> <p>「障害程度区分の認定」「支給要否決定等」を行うにあたり、障害者等又は保護者の求めがある場合には、その意見を聴取することを義務づける。</p>	<p>法案修正には応じられないが、本人の意見聴取の運用の在り方については、引き続き協議することとしたい。</p>
<p>8 対象拡大及び障害定義の見直し</p> <p>発達障害・難病等の者に対する本法の適用について、障害者等の福祉に関する他の法律に定める障害者の範囲の見直しと併せて速やかに検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>発達障害・難病等の者の取扱については、今後の検討課題であり、法案修正が適当か否かについて引き続き協議することとしたい。</p>
<p>9 権利擁護に係わる制度の確立</p> <p>障害者の虐待防止に係わる制度、障害を理由とする差別禁止に係わる制度、成年後見制度その他障害者の権利擁護のために制度について、速やかに検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>法案修正にはなじまないと考えるが、今後の検討課題であり、その趣旨を表す方法及び内容について引き続き協議することとしたい。</p>